

大見いこいの広場の利活用 に係る公募型プロポーザル

募集要項

令和 8 年（2026 年）4 月
長浜市市民協働部市民活躍課

目次

1	目的	3
2	公募の概要	3
3	施設沿革	3
4	スケジュール	3
5	応募資格	4
6	譲渡等条件	5
7	応募の手続き	8
8	優先交渉権者の審査・選定	10
9	提出書類の取扱い	11
10	情報公開及び提供	11
11	契約の締結	11
12	その他	12
13	問い合わせ先	13

1 目的

本要項は、大見いこいの広場の土地の貸付及び建物の譲渡（以下「譲渡等」という。）に係る事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとします。

2 公募の概要

- (1) 対象施設：大見いこいの広場
- (2) 募集方法：公募型プロポーザル方式
- (3) 譲渡等の方法：建物は無償譲渡、土地は有償貸付
- (4) 譲渡等の時期：令和9年4月1日

3 施設沿革

長浜市が設置する大見いこいの広場は、豊かな自然資源と歴史を生かし、住民に憩いと交流の場を提供することにより、地域の活性化を図ることを目的に設置されたキャンプ場、宿泊施設及びレジャー施設であり、長浜市北部の地域振興に寄与しています。

昭和58年に雇用促進事業団が設立した木之本勤労者野外活動施設を前身とし、当初はテニスコートなどの日帰り施設でしたが、平成8年にヴィラ・コテージ棟を増設してリニューアルオープンしました。その後、平成9年にオートキャンプ場、平成10年に土間式体育館を増設しています。

管理運営は、平成7年に旧木之本町、観光事業者、商工会、観光協会及び古橋・大見の2集落が出資して設立した第3セクター「株式会社ふるさと夢公社きのもと」が、平成8年より行っています。平成18年からは指定管理者制度（利用料金制）を導入し、現在まで同法人が管理運営を行っています。

長浜市では、レクリエーション・観光施設、物販等の施設は、民間による運営への移行可能性について検討を行ってきており、令和5年度の中小企業診断士による経営診断では民営による事業運営が可能と判断されました。また、令和6年度にはサウンディング型市場調査を実施し、民間事業者からは様々なご提案をいただきました。これらを踏まえ、民間事業者による経営ノウハウを生かし、今後も当施設が地域の活性化に寄与することを目的として、提案内容を総合的に評価し、最適な事業者を選定するため、事業者を募集します。

4 スケジュール

No	区分	期日	備考	QRコード
1	募集要項公表	令和8年4月1日(水)	長浜市ホームページにて掲載	
2	現地見学会申込期限	令和8年4月15日(水)	専用フォームにて提出 https://logoform.jp/form/BJcW/1443942	
3	現地見学会	令和8年4月22日(水)	詳細は、参加希望者に電子メールで連絡	
4	質問受付	令和8年4月30日(木) 午後4時45分まで	専用フォームにて提出 https://logoform.jp/form/BJcW/1443971	
5	質問回答	令和8年5月13日(水)	長浜市ホームページにて掲載(個別に返信する場合もあり)	
6	参加意向確認書提出期限	令和8年5月27日(水)	専用フォームにて提出 https://logoform.jp/form/BJcW/1443984	

7	参加資格 審査結果 通知	令和8年6月5日(金)	電子メールで連絡	
8	企画提案 書提出期 限	令和8年6月24日(水) 午後4時45分まで	持参又は郵送 7部提出	
9	審査会 (プレゼ ンテーシ ョン)	令和8年7月15日(水)	詳細は、電子メールで連絡	
10	結果通知	令和8年7月	電子メールで連絡	
11	仮契約の 締結	令和8年8月		
12	本契約の 締結	令和8年9月(長浜市 議会定例会議会での議 決後)		
13	引渡し	令和9年4月1日(木)		

5 応募資格

本プロポーザルに応募できるものは、次の条件を全て満たす日本国内で法人登録をしている法人又は複数の事業者等で構成される共同事業体(以下「事業者」という。)とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 長浜市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)の適用を受ける団体若しくはこの団体に属している者又はこれらの者と取引のある者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団等」という。)又は次のいずれかに該当する者(法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。)でないこと。
 - ア 暴力団等でなくなった日から5年を経過していない者
 - イ 譲渡等物件を暴力団等の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
 - ウ 法人の役員等が暴力団等である者がその経営に実質的に関与している者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者
 - オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

- キ 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団等若しくは前記(6)のアからキまでのいずれかに該当する者の依頼を受けて応募しようとする者でないこと。
 - (8) 暴力団等若しくは前記(6)のアからキまでのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者でないこと。
 - (9) その他、市が特別な理由で不適格と判断する者でないこと。
 - (10) 対象物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業その他これらに類する営業の用途に供しようとする者でないこと。
 - (11) 対象物件を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定める一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の事業の用途に供しようとする者でないこと。
 - (12) 複数の者が共同して応募を行うことも可能とします。この場合は、共同申請者等の中から代表者を定め、代表者を窓口とする共同事業体とします。
なお、共同で応募する場合は、各構成員が前記(1)から(11)までの要件をそれぞれ満たさなければならないものとします。

6 譲渡等条件

(1) 土地

① 物件調書記載の土地を長浜市より有償で貸し付けます。

所在地：滋賀県長浜市木之本町大見 672 番地 他 147 筆

敷地面積：40,250.06 m² (うち市有地 39,969.06 m²)

※敷地内に民有地 281 m²があり、市が引き続き借り受けます

貸付料：年額 544,000 円 (最低貸付価格)

貸付希望価格は年額とし、最低貸付価格以上で提案してください。

② 貸付料の改定

貸付料は経済情勢の変動等により改定する場合があります。

③ 賃貸借期間

土地の賃貸借期間は10年間とします。ただし、期間満了後も継続して貸付を希望する場合、市と協議の上、再契約を締結することも可能とします。

④ 契約及び登記

土地賃貸借契約は、建物の譲渡契約と合わせて事業用定期借地権設定契約を締結します。この契約には建物の買取請求をしないこととする特約を定めます。契約の締結に必要な公正証書の作成手数料及び賃借権設定登記に必要な印紙代等の費用は、すべて事業者の負担とします。

⑤ 土地の返還

事業用定期借地権設定契約が解除された場合は、事業者は自己の負担において建物及び設備、地下埋設物などを撤去し更地にして返還するものとします。ただし、市が更地に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができるものとします。なお、事業者の投資によって形成された資産がある場合も、残存価値による買い取りは行いません。

⑥ 用途及び形状変更

土地の用途及び形状の変更、または提案事業の内容を変更(本件土地上の建物の増築又は改築を含む。)しようとするときは、事業用定期借地権設定契約に基づき、あらかじめ市の書面による承諾を要します。

⑦ 市道

敷地内に市道が敷設されています。当該市道を一般の車両等が通行するため、あら

かじめご了承ください。

⑧埋設物等及び占用料

ア 本敷地内には、市又は関係事業者が管理する水道管、下水道管、電線設備（以下「埋設物等」という。）があります。

イ 事業者は、埋設物等に関連して県及び市有地（事業用定期借地権設定契約の土地を除く）を占有することとなるため、関係法令及び長浜市の条例・規程等に基づき、所要の手続を行い、占用料等（許可に係る手数料を含む）を負担するものとします。

ウ 占用料等の金額は、占有の内容（対象物、面積、期間等）及び関係規定に基づき算定します。

エ 埋設物等の位置・規模等は現況によるものとし、事業者は必要に応じて現地確認等を行うものとします。

(2) 建物

①次の建物を長浜市より譲渡します。物件調書をご確認ください。

建物	構造	建築年	数
センターハウス	RC	1983	1棟
共同炊事施設（キャンプ場）	RC	1983	1棟
休憩所	W	1983	2棟
コテージ	W	1996	1棟
ヴィラ	W	1996	10棟
機械室	S	1996	1棟
共同炊事施設（オートキャンプ場）	W	1997	1棟
便所	W	1997	2棟
東屋	W	1997	1棟
土間式体育館	S	1998	1棟
特産品加工倉庫	W	2004	1棟
車庫	S	1998	1棟
オートキャンプ場			27区画
フリーキャンプ場			テント約8張り
屋外テニスコート			4面
バーベキューテラス			10卓
附属設備（上下水道設備、電気引込設備等）並びに受変電設備（キュービクル式高圧受電設備一式）			
その他（野外ステージ、遊具）			

②譲渡価格

物件調書に記載の建物（附属設備、備品を含む）を無償で譲渡します。

③事業継続

譲渡後、公募型プロポーザルで市に提出した企画提案書及び投資計画書の内容に基づき引き渡し後10年間は野外活動施設としての機能を継続していただくことを譲渡の条件とします。

④譲渡関係費用等

建物は未登記です。事業者は、譲渡契約締結後に建物の表題及び保存登記を行ってください。また、譲渡契約書に貼付する収入印紙関係及び所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、事業者の負担とします。

⑤施設の改修及び運営

ア 事業を実施する上で必要となる施設の改修等は、事業者の責任で行うこととします。なお、建物の増築又は改築を行う際は、事業用定期借地権設定契約に基づき、あらかじめ市の承諾を得るものとします。

イ 施設整備及び運営にあたっては、施設周辺に与える影響（騒音等）に配慮した提案としてください。また、建築基準法や消防法等の関連する法令、条例等を遵守するものとし、改修等のために必要な各種法令等に基づく届け出は事業者が行ってください。

ウ 市は、譲渡した施設等の大規模修繕や災害等による破損の修繕を一切行いません。

⑥契約不適合責任等

本件譲渡は現状有姿とし、隠れた欠陥を含め、譲渡対象物について市は民法に定める契約不適合責任（旧瑕疵担保責任を含む）その他一切の責任を負わないものとします。

(3) 市の支援制度（予定）

事業者が投資計画書及び資金調達計画書により提示した投資額に応じて交付金を支給する支援制度の創設を予定しています。

①交付上限額 75,000 千円（3年間合計）

②交付期間 令和9年度から最長3年間（上限額に達した時点で終了）

なお、交付金の予算措置には、市議会の議決を要します。議会の議決が得られなかった場合は交付金を支給できませんので、あらかじめご了承ください。また、上記に起因して契約を解除する場合に優先交渉権者に生じた損害又は損失について、市は賠償又は補償することはありません。

(4) 名称

現施設名である「大見いこいの広場」の継承についての制限はありません。

(5) 指定避難場所としての機能の継続

大見いこいの広場は、地震・大雨時における指定避難場所に指定されており、台風等による被災時にはセンターハウス等の無料開放を行っています。譲渡後もこの機能及び防災資機材等の保管場所倉庫の設置を継続するものとします。

(6) 地域活動、地元自治会活動及び市施策等への協力

ア 当該事業の事業者は、事業開始までの間に地域住民を対象とした事業内容等の説明会を開催してください。また、地域住民との良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響に配慮してください。

イ 現在、大見いこいの広場では、地元団体が作る炭など地場産品の製造・販売事業への協力を行っており、譲渡後も地域が行う活動などに協力してください。

(7) 公序良俗に反する使用の禁止

事業者は、譲渡物件を公序良俗に反する行為に使用することはできないものとします。

(8) 用途の制限

①施設整備及び運営にあたっては、施設周辺に与える影響（騒音等）に配慮した提案とすること。また、建築基準法や消防法等の関連する法令、条例等を遵守するものとし、改修等のために必要な各種法令等に基づく届け出は事業者が行ってください。

②事業者は、(1)、(2)に規定する財産を公募型プロポーザルで市に提出した企画提案書の内容に基づく用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない

ものとし、合理的な理由により指定用途を変更する必要が生じ、市の承認を得たときはこの限りではありません。

③引き渡し後、速やかに営業を開始してください。改修等により休業を要する場合には、市と協議を行うものとし、

(9) 所有権移転の制限

事業者は、譲渡物件を所有権移転できないものとし、合理的な理由により、第三者に所有権移転する必要が生じ、市の承認を得た場合はこの限りではありません。

(10) 譲渡物件の返還

事業者が譲渡の条件に違反した場合は、市は譲渡物件の返還を求めることができるものとし、

(11) 従業員の雇用

現在勤務している従業員（正社員、パート、アルバイト）については、本人の希望を踏まえ、継続雇用に努めてください。

また、新規雇用に当たっては、地元からの雇用に努めてください。

7 応募の手続き

(1) 募集要項の公表

①公表日

令和8年4月1日（水）午前9時00分から

②公表方法

長浜市ホームページにて

(2) 現地見学会の開催

譲渡等施設の現地見学会を下記のとおり実施します。

①開催日時・場所

日時：令和8年4月22日（水）午後1時00分から

場所：大見いこいの広場センターハウス前集合

②申込方法

専用フォームにより申し込んでください。

③申込期限

令和8年4月15日（水）

④備考

ア 現地見学会への参加の有無は、選定には一切影響しません。

イ 参加人数は、1事業者3人までとします。

ウ 日時の都合がつかない場合は、その旨を専用フォームに記載してください。

(3) 質問の受付及び回答

①質問受付方法

質問票（様式2）に記入の上、専用フォームにて提出してください。

②質問受付期限

令和8年4月30日（木）午後4時45分まで

③回答方法

令和8年5月13日（水）午後4時以降に長浜市ホームページで回答を公開します。

(4) 参加意向確認書の提出

審査会の日程調整等準備の必要性から、下記のとおり参加意向確認書を提出してください。

①提出方法

参加意向確認書（様式1）に記入の上、専用フォームにてお申し込みしてください。

②提出期限

令和 8 年 5 月 27 日（水）

③参加資格結果通知

令和 8 年 6 月 5 日（金）

参加意向確認書の提出いただいた事業者に対し、参加資格の結果を通知いたします。なお、提出期間内に参加意向確認書を提出しない者又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができません。

また、参加資格審査結果通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当するときには、本プロポーザルに参加することができないこととします。

ア 募集要項 5 の参加資格要件を満たさなくなったとき。

イ 参加意向確認書に虚偽の記載をしたとき。

(5) 企画提案書の提出

①提出方法

持参又は郵送により提出してください。

②受付期限

令和 8 年 6 月 24 日（水）午後 4 時 45 分まで

※持参の場合は、庁舎開庁日午前 9 時 00 分から午後 4 時 45 分の間にお願ひします。

※郵送の場合は、令和 8 年 6 月 24 日（水）必着とします。

③受付場所

長浜市市民協働部市民活躍課協働推進係

④提出書類の部数

正本 1 部、副本 6 部

※正本には事業者名を記載してください。副本は選定委員への配付用とするため、事業者名、ロゴマークその他事業者が特定される情報を記載しないでください。

⑤提出書類

ア 大見いこいの広場の利活用に係る公募型プロポーザル応募申込書（様式 3）

イ 事業者概要書（様式 4）

ウ 役員一覧（様式 5）

エ 誓約書（様式 6）

オ 事業計画書（様式 7）

カ 収支計画損益計算書（様式 8）

キ 投資計画書及び資金調達計画書（様式 9）

ク 様式 9 に記載した自己資金及び交付金以外の資金調達方法について、融資証明又は関心証明その他の確実に調達が見込めることを調達先が証明する書類

※自己資金及び交付金以外の資金調達計画がある場合に限る

ケ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本

コ 印鑑登録証明書

サ 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

シ 直近 3 期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、事業報告書、その他これらに準ずる書類）

ス 直近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税、市町村税の納税証明書

セ 貸付希望価格書（様式 10）

ソ 共同事業体構成員申請書（様式 11）※共同事業体による応募の場合のみ

タ 委任状（様式 12）※共同事業体による応募の場合のみ

⑥事業計画書（様式 7）作成要領

ア 事業計画書の表紙には、宛名「長浜市長あて」、表題「大見いこいの広場の利活用に係る公募型プロポーザル事業計画書」、提出年月日、事業者名を記載すること

- イ 様式 7 の順による構成とし、目次を作成し、ページ番号を付すこと
- ウ 用紙は A4 サイズとし、フォントは 11 ポイント以上とすること
- エ 使用言語は日本語で、通貨単位は日本円とすること
- オ 事業がイメージできる図面・パース等を添付すること

⑦ 共同事業体での応募における留意事項

共同事業体により応募する場合には、下記の点に御留意ください。

ア 代表となる事業者・団体を 1 者に定めてください。

イ 7 (5) ⑤の提出書類のケ～シの書類は、共同事業体を構成する全ての事業者・団体分を提出してください。

ウ 7 (5) ⑤の提出書類に加え、次の書類を提出してください。

- ・共同事業体構成員申請書 (様式 11)
- ・委任状 (様式 12)

⑧ 応募の辞退

応募申込書類を提出後、辞退する場合は辞退届 (様式 13) を提出してください。

8 優先交渉権者の審査・選定

(1) 選定方法

選定にあたっては、外部委員及び長浜市職員により構成される選定委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーション、ヒアリングによる企画内容の審査を行います。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

① 選定委員会の日時・場所

日程 令和 8 年 7 月 15 日 (水)

場所 長浜市役所

※集合時間等の詳細は予め個別に連絡します。

② 所要時間

プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度

③ 出席者及び持参物

ア 出席人数は説明者を含めて事業者 1 者につき 5 人以内とします。

イ プレゼンテーションを欠席した場合は、審査及び選定から除外します。

ウ プレゼンテーションに要するパソコン及びプロジェクター、スクリーン等の機器は市で準備しますが、持ち込みも可としますので事前に市と打ち合わせください。

④ 応募した事業者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとします。

(3) 審査項目及び評価内容

大見いこいの広場の利活用に係る公募型プロポーザル選定基準のとおり

(4) 優先交渉権者の決定

① 優先交渉権者の選定

ア 審査項目について、企画提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を行い、プロポーザル選定基準に基づき選定委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を優先交渉権者、それに次ぐ者を次点候補者とします。

なお、契約締結協議の結果、優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、次点候補者が優先交渉権者の地位を取得するものとします。

イ ただし、プロポーザル採点結果について、全審査委員が付けた各審査項目 (貸付希望価格除く) の点数を合計し、これを選定委員数で割った平均点が満点の 6 割に満たない場合は、優先交渉権者として採用しないものとします。

ウ 最高点の者が複数の場合は、それらの者のみを対象として委員会の各委員 (委員長を含む。) による投票で上位者を決定します。投票により決しないときは、委員長がこれを決します。

エ 本プロポーザルでは、審査の公平性を確保するため、選定委員に事業者名を伏せて審査を行います。プレゼンテーション及びヒアリングにおいては、事業者名、ロゴマークその他事業者が特定される情報を口頭で述べること及び投影資料・配付資料に記載することのないようご配慮ください。

② 審査結果の通知

決定後、速やかにプレゼンテーション参加事業者に選定結果を電子メールで通知します。また、選定結果は、市ホームページで公表します。

(5) 応募資格の取り消し等

次のいずれかに該当した者は、応募を取り消し、選定の対象から除外します。また、優先交渉権者決定後であっても、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該決定を取り消すものとします。

① ヒアリング等の審査に出席しなかったとき

② 応募資格のいずれかに違反したとき

③ 提出書類等の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があったとき

④ その他不正な行為があったとき

9 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。

(3) 提出された書類は、提出者の承諾なくこのプロポーザルに係る審査以外の目的には利用しません。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

10 情報公開及び提供

市は、事業者から提出された企画提案書等について、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの優先交渉権者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後に開示します。

11 契約の締結

(1) 市は優先交渉権者との間で協議を行い、合意後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、建物の譲渡契約及び土地の事業用定期借地権設定契約の随意契約として仮契約を締結します。建物無償譲渡、条例改正、交付金予算に関しては、議会での議決事項となり、長浜市議会の議決をもって本契約の締結となります。

市議会において議決が得られないときは、仮契約を解除します。また、これにより優先交渉権者に生じた損害又は損失について、市は賠償又は補償することはありません。

(2) 優先交渉権者は、優先交渉権者決定の通知をした日から30日以内に仮契約を締結するものとします。期間内に仮契約を締結できない場合、市は優先交渉権者の地位を無効とすることができるものとします。優先交渉権者の地位が消滅した後、市は優先交渉権者に代わって次点者と協議を行い、合意後、仮契約を締結できるものとします。

(3) 次点者の地位は、優先交渉権者との契約の締結をもって消滅するものとし、この場合はその旨を通知します。

- (4) 次点者の地位を辞退したい場合は、あらかじめ来庁日時を電話で連絡のうえ、辞退届（任意様式）を市民活躍課へ提出してください。
- (5) 契約の締結に関して必要な費用は、優先交渉権者の負担とします。
- (6) 譲渡仮契約書（案）及び土地の事業用定期借地権設定契約（案）は標準的な契約条項を示していますので、必要に応じて契約条項を調整することがあります。
- (7) 本契約締結後に、申請時に定めた諸条件に違反する事業を行った場合や、申請資格に該当しない優先交渉権者となった場合又は事業計画と異なる事業を行った場合には、何ら催告せず、本契約を一方的に解除することができるものとします。この解除により優先交渉権者に損害が発生しても、市はその賠償の責任は負いません。
- (8) 本契約締結後から物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰することのできない事由により、譲渡物件に滅失、き損等の損害を生じた場合は、譲渡先事業者は、市に対して請求することができないものとします。
- (9) 物件の引渡し後において譲渡物件に関して土壤汚染その他の汚染があることが判明した場合においても、市に対して当該汚染の浄化費用その他譲渡先事業者が受けた損害の賠償請求又はこの契約の解除をすることができないものとします。

1 2 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て事業者の負担とします。

緊急ややむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと判断した場合は、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合、本公募型プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。

占用料、許可申請に係る手数料等、本事業の実施に伴い必要となる一切の費用は、事業者の負担とします。

(3) 参加辞退の場合

参加意向確認書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（任意様式）を市民活躍課あてに提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 募集要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なく欠席した場合

(5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

(6) 申請者は、公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

また、事業者は、選定結果に関し疑義がある場合、結果の公表（通知）の日から起算して7日以内に書面で申し立てることができます。市は申立て内容を確認し、必要に応じて回答します。なお、申立てがあったことをもって選定結果や契約手続を変更又は停止するものではありません。

(7) 施設の運営に関する法人市県民税、法人税、固定資産税、消費税及び地方消費税

- 等の納付の詳細は国、県及び市の納税担当部署に確認してください。これらの税金は、すべて譲渡先事業者の負担となります。
- (8) 譲渡取引については、不動産取得税及び法人税の課税対象取引となりますので、あらかじめご了承ください。
 - (9) 大見地区は、都市計画区域外であり、都市計画が定められていません。
 - (10) 遊戯目的で高時川に入川する場合は、高時川漁業協同組合への負担金が必要です。
 - (11) 水道の使用量が日量 30 m³を超える使い方をされる場合は、水道企業団と協議をしてください。

1 3 問い合わせ先

長浜市市民協働部市民活躍課

担当 堤

電話 0749-65-8711 FAX 0749-65-6571

住所 〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632

メールアドレス katsuyaku@city.nagahama.lg.jp